

登録事項の変更の届出について

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から 30日以内に、知事に届け出なければなりません。登録の変更の届出は、所定の変更届出書（第13号様式）とともに、変更する事項に応じた添付書類とあわせて提出してください。

○変更事項と必要な添付書類

変更事項	変更届出者の区分		根拠条項
	個人	法人	
	未成年者		
商号・名称（氏名）・所在地（住所） [法人] 代表者の氏名	①住民票の写し又はこれに代わる書面（注1） ②登記事項証明書（商号で登録する場合で登記しているときは必要。）	①登記事項証明書	規則第24条の2第2項第1号
営業所の名称・所在地	①登記事項証明書（商号で登録する場合で登記しているときは必要。）	①登記事項証明書	規則第24条の2第2項第2号
[法人] 役員の氏名	—	①登記事項証明書 ②誓約書（代表者が誓約する。） （別記第11号様式の2） ③略歴書 （別記第11号様式の3） ④住民票の写し又はこれに代わる書面（注1）	規則第24条の2第2項第3号
[未成年者] 法定代理人の氏名・住所	—	—	規則第24条の2第2項第4号
業務主任者の氏名・所属営業所の名称	①誓約書（未成年者が誓約する。） （別記第11号様式の2） ②法定代理人の略歴書（注2） （別記第11号様式の3） ③法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面（注1、注2）		規則第24条の2第2項第5号
業務主任者の氏名・所属営業所の名称	①業務主任者となる資格を証する書面 ②略歴書（別記第11号様式の4） ③住民票の抄本		規則第24条の2第2項第5号

(注1) 住民票の写しは、道外に住所を有する方又は住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認を希望せず、住民票の写しの提出を希望する方のみ、提出が必要です。

(注2) 役員（監査役を除く。）全員分の提出が必要です。申請者が未成年である場合にあっては、その法定代理人が法人である場合に提出が必要です。

※ 変更届出の様式は、北海道建設部都市計画課のホームページ

（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/tourokuannnai/annnaitop.html>）から、ダウンロードできます。